

おのみちし
尾道市

しょうがいふくし
障害福祉サービス

ガイドブック



2024年(令和6年)8月

尾道市

しょうがい ふく し り よ う 障害福祉サービスの利用のしかた

① そうだん 相談

サービスを使いたい場合は、「はな・はな」(P 6)に相談し、「使いたいサービス」「計画相談」などについて一緒に考えます。

② しんせい ちょうさ 申請・調査

- 1) 市役所窓口(P 6)に申請します。(持って行くものについては、事前に確認してください)
- 2) 聞き取り調査をします。
(18歳以上) 認定調査員が、あなたの現在の生活や障害の状況について聞き取りをします。
(18歳未満) 市の申請窓口で、保護者の方に聞き取りをします。

かいごきゅうふ
介護給付
(18歳以上)

③ しんさ はんてい 審査・判定

調査の結果・主治医の意見書をもとに市が審査会を行い、障害支援区分(1~6)を決定します。

かいごきゅうふ
介護給付
(18歳未満)

くんれんとうきゅうふ
訓練等給付

ちいきせいかつしえんじぎょう
地域生活支援事業

しょうがいじつうしきゅうふ
障害児通所給付

④ しきゅうけつてい つうち 支給決定・通知

- (1) 計画相談支援・障害児相談支援事業所があなたの希望などを取り入れた「サービス利用計画案」を作り、市に提出します。
- (2) 市が支給量などを決定し、受給者証をあなたの自宅に送付します。
* 受給者証は、サービスを利用するために必要です。大切に保管してください。

⑤ じぎょうしょ けいやく 事業所と契約

サービスを利用する事業所と契約をします。

⑥ りようかいし サービスの利用開始

サービスを利用し、事業所に利用料を支払います。(利用料の金額については、P 5をご確認ください)

しょうがいふくし しゅるい おもな障害福祉サービスの種類

かいごきゅうふ
介護給付



	サービス めい 名	サービス内容 ないよう
自宅や 外出時の 支援 じたく がいしゅつじ しえん	居宅介護 (ホームヘルプ) きょたくかいご (ほーむへるぷ)	【身体介護】自宅で、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。 【家事援助】調理・洗濯・掃除などの家事援助を行います。 【通院介助】通院先や公的機関での介助を行います。
	同行援護 どうこうえんご	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して必要な支援を行います。
	行動援護 こうどうえんご	障害により、行動上 著しい困難がある人に、外出時及び外出前後の移動の支援などを行います。
	重度訪問 介護 じゅうどほうもん かいご かいご	重度の肢体不自由・知的障害・精神障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴・排せつ・食事の介護・外出における移動支援などを行います。
泊まる とまる	短期入所 (ショートステイ) たんきにゅうしょ (しょーとすてい)	介護者(保護者)が病気の場合などに、短期間利用できる施設で入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
日中活動 にちゅうかつどう	療養介護 りょうようかいご	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で行われる機能訓練・療養上の管理・看護・介護などを行います。
	生活介護 せいかつかいご	常に介護を必要とする人に、主に昼間において、施設などで入浴・排せつ・食事の介護など及び創作的活動、又は生産活動の機会の提供を行います。
住む すむ	施設入所 支援 しせつにゅうしょ しえん しえん しえん 支援	施設に入所する人に、夜間や休日において行われる入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

くんれんとうきゅうふ
訓練等給付



	サービス名	サービス内容
訓練	自立訓練(機能訓練)	身体障害のある人に対し、一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練、その他の援助を行います。
	自立訓練(生活訓練)	知的・精神障害のある人に対し、一定期間、入浴・排せつ及び生活を営むために必要な訓練、その他の援助を行います。
仕事	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援A型	一般企業での就労が困難な人を雇用して、就労の機会を提供し、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援B型	一般企業での就労が困難な人に、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
住む	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
支援	自立生活援助	障害者支援施設等から地域での一人暮らしに移行した人で、理解力や生活力等に不安がある場合、一定期間支援を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用し一般就労した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が起きている場合、一定期間支援を行います。

ち い き せいかつ し えん じぎょう
地域生活支援事業

	サービス名	サービス内容
外出支援	移動支援	屋外での移動が困難な人に、自立生活及び社会参加のための外出支援を行います。
日中活動	日中一時支援	日中の見守り等が必要な人に、日中活動の場を提供します。
入院時支援	重度障害者入院時コミュニケーション支援	意思疎通が困難な重度障害のある人が医療機関に入院する時に、その人との意思疎通に熟達した者を派遣することにより、医療従事者とのコミュニケーションの円滑化を図ります。

※地域生活事業には、この他に「日常生活用具給付事業」「コミュニケーション支援事業」などがあります。

しょうがいじつうしよきゆうふ
障害児通所給付



	サービス名	サービス内容
未就学	児童発達支援	日常生活での基本動作や知識技能を習得し、集団生活に適応できるよう適切で効果的な指導や訓練を行います。 また、それにあわせて児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に治療を行います。
就学後	放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的にを行います。
児童	保育所等訪問支援	保育所・幼稚園・小学校等に訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
訪問支援	居宅訪問型児童発達支援	重度心身障害など重度の障害のある児童で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な場合、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導など支援を行います。

そうだんしえん
相談支援

サービス名	サービス内容
計画相談支援	サービスを利用する全ての人を対象に、サービス等利用計画を作成し、その後も定期的にモニタリングを実施して、支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援サービスを利用する児童に対し、通所サービス利用に係る利用計画を作成して支援を行います。
地域移行支援	入所・入院している精神障害のある人に、住居の確保や地域生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	自宅において、単身で生活する障害のある人に対し、常時連絡体制を確保し、緊急時の相談などの支援を行います。

サービス利用時の利用者負担

サービスを利用した場合は、負担能力に応じた費用を負担していただきます。

所得を判断するときの世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害のある人(施設に入所する18. 19歳を除く)	障害のある人とその配偶者
障害のある児童(施設に入所する18. 19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

障害のある人の利用者負担

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯【所得割16万円未満】 ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

障害のある児童の利用者負担

くぶん 区分	せたい しゆうにゆうじようきよう 世帯の収入状況	ふたんじようげんげつづかく 負担上限月額
せいかつ ほ ご 生活保護	せいかつ ほ ご しゆきゆうせたい 生活保護受給世帯	えん 0円
ていしよとく 低所得	しみんぜいひ か ぜいせたい 市民税非課税世帯	えん 0円
いっぱん 一般1	しみんぜいかぜいせたい 市民税課税世帯	えん 4,600円
	しよとくわり まんえん み まん 【所得割28万円未満】	えん 9,300円
いっぱん 一般2	じようきいがい 上記以外	えん 37,200円

※障害児通所給付(保育所等訪問支援を除く)については、次のとおり尾道市独自の助成があります。

- 未就学児 ①幼稚園・保育所などと療育機関の並行通園の場合、全額助成(一部条件あり)
 ②療育機関のみ利用の場合、半額助成
- 就学後 半額助成



つか ばあい そうだん
サービスを使いたい場合の相談は

おのみちししょうがいしゃ

尾道市障害者サポートセンター はな・はな

じゅう しょ つか ばあい そうだん
住 所：〒722-0017 尾道市門田町22-5

TEL：0848-29-5002

FAX：0848-29-5003

E-mail：hana-hana@mx32.tiki.ne.jp

うけつけじかん げつよう きんよう
受付時間：月曜～金曜の9：00～17：30の受付です。

どよう にちよう しゅくじつ ぼん ねんまつねんし やす
*土曜・日曜・祝日・お盆・年末年始はお休みです。

いんのしませ と だ そうだん

はな・はな 因島瀬戸田相談センター

じゅう しょ おのみちし いんのしまた く まちよう
住 所：〒722-2324 尾道市因島田熊町1315-1

TEL：0845-23-7020

FAX：0845-23-7030

E-mail：hana-inse@wakaba-innoshima.com

うけつけじかん げつよう きんよう
受付時間：月曜～金曜の9：00～17：30の受付です。

どよう にちよう しゅくじつ ぼん ねんまつねんし やす
*土曜・日曜・祝日・お盆・年末年始はお休みです。

しんせいまどぐち と あ さき
申請窓口・お問い合わせ先



おのみちしやくしよしゃかいふくし かしょうがいふくしかかり 尾道市役所社会福祉課障害福祉係	0848-38-9124
いんのしまそうごうしよいんのしまふくし かふくしかかり 因島総合支所因島福祉課福祉係	0845-26-6209
みつぎほけんふくし 御調保健福祉センター	0848-76-2235
むかいしましよ しまおこし課 向島支所 しまおこし課	0848-44-0111
せとだししよじゅうみんふくしか 瀬戸田支所住民福祉課	0845-27-2211